

政令第 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十六条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（標識の交付に関する手数料）

第一条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第七項の政令で定める手数料の額は、標識一個につき千七百円とする。

附則

この政令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十七号）の施行の日（平成十九年四月十六日）から施行する。

## 理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、標識の交付に関する手数料を定める必要があるからである。